

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
カメルーン	第三次小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とカメルーン共和国政府との間の交換公文	第三次小学校建設計画を実施するために必要な校舎及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	796,000千円 H17.3.31まで	H16.8.27 ヤウンデ (同口)	本側 國枝昌樹在カメル ーン大使 側 ヤルタン・ オクタ経済・計画・国土 整備大臣	H16.12.27 828号
カメルーン	零細漁業センター整備計画のための贈与に関する日本国政府とカメルーン共和国政府との間の交換公文	零細漁業センター整備計画を実施するために必要な漁業基盤施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	400,000千円 H18.3.14まで	H17.3.15 ヤウンデ (同日)	本側 國枝昌樹在カメル ーン大使 側 アンリ・ア ングル予算担当経済・財 務副大臣	H17.6.23 489号
カメルーン	第三次小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とカメルーン共和国政府との間の交換公文	第三次小学校建設計画を実施するために必要な校舎及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	889,000千円 H18.3.31まで	H17.6.16 ヤウンデ (同日)	本側 國枝昌樹在カメル ーン大使 側 ボリカルブ ・アバ・アバ経済・財務 大臣	H17.7.26 699号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。